

議 事 録

会議の名称	第４回上牧町学校統合準備委員会（PTA 部会）会議
開催日時	令和６年１１月１４日 午前１０時００分から
開催場所	上牧町役場 本庁舎２階 第３会議室
出席者 （委員等）	西浦部会長、関委員、高畠委員、菊地委員、小倉委員
出席者 （事務局等）	教育総務課長、教育総務課長補佐
傍聴の有無	なし
議事録の 作成方法	要点筆記（簡易対話形式）
会議の議事	１．開会 ２．統合中学校の会則案について ３．統合中学校への会費の持ち寄りについて ４．その他（連絡事項等） ５．閉会
会議資料	・ PTA 部会資料 3-2-1：「上牧中学校 PTA 会則（案 2）」 ・ PTA 部会資料 3-2-2：「上牧中学校 PTA 会則（案 2 見え消し）」 ・ PTA 部会資料 4：「統合中学校 PTA 会費分担金の計算について」
決定事項	なし
特記事項	・ 資料に合わせ発言順を入れ替えて議事録を作成
次回日程	未定

内 容（簡 易 対 話 形 式）

1. 開会

事務局 定刻により開会する。

 なお、本会議は「上牧町審議会等の設置及び運営に関する規則」第10条の規定に基づいて公開とし、会議録作成のためＩＣレコーダーで録音していることについてご了承いただきたい。

 それでは、配付資料について確認する。

（事務局が配付資料を確認）

2. 統合中学校の会則案について

西浦部会長 それでは案件事項を進める。本日のPTA部会会議は、年度の委員交代があってから初めての会議ということになるが、これまでの会議において概ね会則案については取りまとめられたところである。本日の会議では、現時点の統合中学校の会則案について資料が提出されている。事務局の説明をもとに、改めて文言等の修正がないか再度確認・協議し、町PTA協議会の総会に上程する会則案の確定に向けた最終調整を行いたいと考えている。

（資料について事務局が説明）

西浦部会長 ただいまの説明について、何か質問等はあるか。

（意見等なし）

菊地委員 会計監査委員はどのように決めているのか？

高畠委員	上牧中学校では前年度の１年生の学級委員のなかから２名選出されている。
事務局	この会則案では、理事会において会員のなかから２名選出し、総会で承認を受けるという内容にしている。上牧中学校の現行の会則では学級委員から会計監査を選出するという規定になっていなかったと思うが、実態としては、理事会で選出されているわけではなく、慣例でそのようになっているということか？
関委員	お見込みのとおりである。それと関連して質問するが、役員選出規定と委員選出規定のいずれの選出除外規定に「（１）その生徒の保護者として本校で委員（会計監査委員を含む）をした者」と記載されているが、これは何を示しているのか？会計監査委員の仕事はそれほど負担が重くない。会計監査委員を１回すれば、それ以降、役員も委員も免除されるということになってしまうと、会計監査委員だけやろうかという人が多くなってしまうのではないかという懸念がある。これは不要ではないか？
高畠委員	上牧中学校では会計監査委員を学級委員がやっているが、前年度の本部役員（会計）から選出するほうが円滑に事務を進められるのではないかと。現在では、まったく内容のわからない学級委員が監査をしている状況である。また、そのようにすることで、前年度の役員のなかから会計監査委員を選出するとすれば、「（３）前年度までに本校で役員をした者」と重複することになり、会計監査委員だけを務めて、選出除外規定の対象になることもなくなる。
事務局	関委員の質問に対する回答であるが、お見込みのとおり、役員選出規定・委員選出規定ともに、会則第５条の規定にある「会計監査委員」を務めた者については、選出除外の対象とするという内容である。ただ、お話を聞かせていただいていると、そこまでの負担がないということで、会計監査委員を選出除外の対象にすると不公平感が出るのであれば、この括弧書きは削除してもいい

かと思う。他の皆さんの意見はどうか？

関委員 PTAの役員や委員をやりたくないという保護者は多いのが実情である。そのなかで会計監査委員を1回でもすれば、選出除外されるというのは適切ではないように思う。

西浦部会長 過去に会計監査委員に関する議論があって、このような案になっているのではないかと想像するが、私も他の委員も、今年度からこの部会に参加しているので理由がわからない状況である。

事務局 この規定に関しては、現在の上牧第二中学校の会則が同様の規定になっているので、その内容を踏襲したものである。

菊地委員 上牧第二中学校の場合、以前は役員が会計監査委員を務めていた。コロナの時期は、本部がほとんど活動をしていなかったため、当時役員ではなかった私が会計監査委員をした。その翌年度の役員は免除を受けたが、その次の年度は除外の対象にはならなかった。今は委員のなかから会計監査委員を選出している。

事務局 監査委員の選出方法は、現状、学校ごとに違うと思うが、共通する部分としては、前年度は役員あるいは委員にあたっている保護者が会計監査委員を務められているという理解でいいか？

菊地委員 私の場合は、前年度は役員にも委員にもあたっていなかったが、会計検査委員をしてほしいという依頼があった。

事務局 もし役員あるいは委員を務めている保護者が会計検査委員を務めているということであれば、わざわざ（会計監査委員を含む）としなくても、除外の対象になるのではないかと思います。会計監査委員を除外規定に含めておかないと、何年も連続でPTAの役を務めないといけなくなるようなことが起きないかという懸念もしていたが、会計監査役員の負担感や実態がよくわかっていなかった。

関委員 私は今年度の会計監査委員であるが、今のところ何もない。

菊地委員 基本的には一日で終わる仕事である。

事務局 そういうことであれば、選出除外規定（1）の「会計監査委員

を含む」という括弧書きについては削除してもいいかと思う。

高畠委員 現状、上牧中学校では1回委員を務め、その翌年度に会計監査委員を務めた場合、その次の年度については、もう既に1回委員を務めているので、会計監査委員を務めているか否かにかかわらず除外される。(会計監査委員を含む)とするとややこしくなる。

事務局 承知した。それと少し前に高畠委員からあった会則第5条の会計監査委員の選出方法に関する意見についてであるが、この会則案では具体的なことは記載せずに、「理事会で選出し、総会の承認を得る」という表現にとどめている。具体的なことはあえて書かずに、そのときどきの状況に応じて、協議の上選出することができるようにしているが、明記しておくメリットがあるのであれば検討の余地はあると思う。他の委員の意見はどうか？

関委員 明記しておいたほうがいいと思う。

事務局 具体的に明記するのであれば、どの会員がいいとお考えか？

高畠委員 前年度の役員のなかから選出するのがいいと思う。一番いいのは内容を把握している会計の人だと思う。

事務局 円滑に事務を進めるという意味では理解できる部分はあるが、懸念としては、前年度会計をしていた者が、翌年度に監査を行うというのが、監査の性質上、適切と言えるのか疑問である。

西浦部会長 客観性が担保されないということか？

事務局 お見込みのとおりである。そういった意味では、会計だけでなく、本部である役員はいわば執行機関に該当すると思うので、そのなかから会計監査委員を選出すると規定するのも、違和感がある。便宜上、円滑に事務を進めたいという気持ちはわかるが、そういうことであれば、あえて具体的には記載せずに、会則案のままのほうがよいと思う。

西浦部会長 統合中学校の役員については令和7年度を決めるので、そのときに開く理事会で相談できるのではないか。そもそも会計監査委

員については役員を決めるタイミングで決めないといけないものなのか？

事務局 会計監査を行うタイミングによると思う。前年度の会計の内容を翌年度の監査委員が監査するということではないかと思うが、それであれば、令和7年度に決めなくても、開校してから決めても間に合うと思う。

菊地委員 当該年度の監査を年度末に行う。翌年度の総会に出す決算資料に監査報告書を付している。

事務局 当該年度の監査を行うのであれば、前年度の会計が監査をしても客観性を損なうとは言えないかもしれない。

西浦部会長 役員は年度当初に決まっている必要はあると思うが、監査委員は少し遅れてもいいのではないかと思う。菊地委員に会計監査委員の依頼があったのも、客観性を求めているのではないかと想像する。

関委員 中途半端なタイミングで役を依頼すると、拒否反応を示される保護者もいるのではないか。

西浦部会長 ここまでの議論を整理する。役員選出規定・委員選出規定における委員選出除外規定（１）の「(会計監査委員を含む)」は削除するというこでいいか。

(異議なし)

高畠委員 役員選出規定の選出除外規定に「(２) 前年度、本校で学級委員をした者」とあるが、なぜ学級委員だけなのか？今年度に関して言えば、学級委員の活動はない。

関委員 コロナ以降、学級委員の活動はなくなっている。

事務局 今回の会則案では、各学年委員会に属する学級委員は、必ず専門委員会の専門委員を兼職することを想定しているので、学級委員のみ記載している。

関委員	現在の上牧中学校では、学級委員でも専門委員にあたっていない保護者もいるが、次の会則からは学級委員は全員何らかの専門委員にあたるという理解でいいか？
事務局	お見込みのとおりである。会則第7条第2項のとおり、学年委員会・専門委員会のいずれかにおいて委員長又は副委員長になった場合に、両方の委員長又は副委員長にあたってしまうことがないように除外規定を設けているが、学級委員又は専門委員そのものを免除する規定にはなっていない。しかしながら、(1)で「委員」をした者という表現でありながら、(2)では「学級委員」という表現となっている。表現の不整合や内容の重複を感じるので、この部分に関しては、一度事務局のほうで見直したい。負担のことを考慮しつつ、役員にしても委員にしてもなり手不足の問題もあると思うので、その点も踏まえて再度調整する。
西浦部会長	「役員」と「委員」という表現であるが、実際には「本部役員」と「役員」という呼び方をされていて、非常にわかりづらい。保護者からもよく質問を受ける。
事務局	この会則案では、皆さんが呼ばれている「本部役員」を「役員」とし、「役員」と呼ばれている「学級委員」や「専門委員」については「委員」と表現することですみ分けをしている。
全委員	この会則案で「役員」とされているところは、保護者は「本部役員」と認識しているので、「本部役員」と表記してもらったほうがわかりやすいと思う。
事務局	では「委員」も「役員」に変えたほうがいいのか？
全委員	「委員」は「委員」のままでいいと思う。
小倉委員	「委員」のことを「役員」と呼ぶことを私は知らなかった。
事務局	検討する。
関委員	「役員」、「委員」いずれについても、現在の上牧中学校、上牧第二中学校でのPTAの職歴を引き継ぐのであれば、両校ともリスト等をきちんと管理しておいてもらわないといけない。他自治体

でトラブルになったという話も聞いている。

事務局 会則案のなかで、特に示してはいないが、統合前の両校での PTA の職歴はリセットではなく引き継ぐという認識でいいか？別に今ここで決めていただく必要はないが。

全委員 当然、引き継ぐものと認識している。

西浦部会長 ここまでの議論で挙がった修正・検討事項については、事務局で再調整し、次回会議で示していただくこととする。

事務局 承知した。

3. 統合中学校への会費の持ち寄りについて

西浦部会長 それでは、この案件について事務局に説明を求める。

(資料について事務局が説明)

西浦部会長 ただいまの説明について、何か質問等はあるか。

(意見等なし)

事務局 資料では 50 万円としているが、これはあくまで仮定の話で、当然令和 8 年度在籍生徒が属する各世帯から会費を徴収することになるので、それも踏まえて検討いただきたい。

西浦部会長 県のほうに納入する分担金は必ず必要になるが、その分も含めての金額という認識でいいか？

事務局 お見込みのとおりである。

西浦部会長 計算方法に関しては、これでいいと思う。必要金額については、令和 6 年度のうちに、各校の執行状況・残金を踏まえ金額を試算し、分担金を確定させた上で、令和 7 年度の予算（執行計画）を立ててもらいたいということである。また、事務局の説明では、令和

7年度で使い切ってほしいということであった。

事務局 会計上、執行残がある場合、従来は翌年度繰越という運用をされてきたと思う。最終年度で執行残が出る場合、その清算方法としては、新しい学校に引き継ぐか返還するかということになる。しかし、本来現行の中学校のために使うお金を、余ったから新しい学校に引き継ぐというのが果たして適切なのかどうかという点に疑義が残る。また、返還する場合、過去の卒業生の分も遡って対応することになり、非現実的である。そのため、現行の中学校の在校生の一部が過ごすことになる新しい中学校の運営に係る費用について、あらかじめ算定し、必要最小限だけを分担金として支出し、残りについては、現行の中学校で使用でき、なおかつ、統合後の中学校でも使えるような備品の購入等に充ててもらうのが、最も適当な対応であると考えている。

西浦部会長 卒業生の保護者からすると、残った場合、納入した者に還元すべきという意見も出ると思う。特に上牧第二中学校の卒業生の保護者のなかには、別の学校あるいは現行の上牧中学校に引き継ぐような感覚を持つ方もおられると思う。

関委員 備品を購入する場合、両校で重複しないように調整しないといけない。

菊地委員 上牧第二中学校では、閉校セレモニーの費用に充てようという案が出ている。

事務局 実際にそういった事例もあると聞いている。

菊地委員 上牧中学校でも計画されているのか？

関委員 現時点では検討していない。

事務局 分担金等の検討の際にいろんな案も出てくると思うが、一度上牧中学校でも検討していただければと思う。

関委員 確認する。

西浦部会長 令和8年度の統合を見すえて、準備をお願いする。

4. その他（連絡事項等）

西浦部会長 それでは、委員又は事務局から何か連絡事項等はあるか。

事務局 本日の会議の内容・ご意見を踏まえて、会則案については修正対応し、次回の会議で再度ご確認くださいと思う。また、会費の持ち寄りについては、令和7年度の各校の予算の兼ね合いもあるので、次回の会議で決定したいと思っている。令和6年度の決算見込（執行状況及び残金の確認）と令和7年度の事業または購入物品の検討を事前をお願いしたい。

西浦部会長 それでは、本日の案件事項は以上となるため事務局に進行を移したいと思う。

5. 閉会

事務局 以上をもって第4回上牧町学校統合準備委員会（PTA 部会）会議を閉会する。

以上